

| | | | |
|-----------|------------|-------|-------|
| 科目名 | 刑法総論 | 科目責任者 | 佐瀬 恵子 |
| 課題と試験担当教員 | 佐瀬 恵子 | | |
| 履修方法 | S スクーリング学習 | | |
| ナンバリング | CLAWP331 | | |

■ 科目概要

本科目は、刑法総論について学びます。

刑法総論というのは、各罪に共通する一般的要素について考究する刑事法学の一分野です。

刑法総論で学習する内容には、大別すると、刑法の基礎、犯罪論及び刑罰論の三つがありますが、この中でもとくに犯罪論の部分は、刑法総論の中でも主要な部分であり、体系化が進んでいる部分となっています。

このため、本科目の授業計画としては、犯罪論を中心に学んでいくこととします。

本科目を履修された通教生の皆さんが、刑法総論に関する基本的な知識の習得や、刑法における体系的思考方法の涵養がなされるように、学習を進めてまいりたいと思います。

■ 到達目標

刑法総論の体系的思考に習熟させ、独力で刑法の勉強ができる程度の学力を身につけさせることを目標とします。

- ・ 刑法典から問題となっている犯罪行為の条文を引くことができる。
- ・ 刑法で取り上げられている問題に対してどのような見解があるか、独力で判例や文献にあたって調べることができる。
- ・ 刑法で取り上げられている問題に対して、判例の立場や学説にどのようなものがあるか、説明することができる。
- ・ 専門用語が用いられている刑法の基本書を読み、どういった問題が存在しているのか理解することができる。
- ・ 犯罪論体系（犯罪の成立要件）について理解している。
- ・ 刑法で取り上げられている問題に対し、体系上どこに位置するかを当てはめることができる。
- ・ 共犯と単独正犯の違いを理解し、説明することができる。

■ 科目の計画・内容

| 学習範囲 該当する章など | 学習内容 |
|-------------------------|---|
| 第1編第1章・第3編第1章・第2編第1章第3節 | 刑法の意義、刑罰の種類、犯罪の成立要件について学習します。 |
| 第1編第1章第5節、第1編第4章（特に第3節） | 刑法の機能と罪刑法定主義について学習します。特に、罪刑法定主義の派生原理を中心に学んでまいります。 |
| 第2編第2章第3節2番 | 構成要件該当性に関する問題の一つである、不作為犯について学習します。とくに不真正不作為犯の成立要件を中心に学んでまいりましょう。 |
| 第2編第2章第4節（特に）2番 | 因果関係について学習します。刑法上の因果関係とは何か、また、何をもちて因果関係を肯定するのかについて、条件説・相当因果関係説等の学説を通しながら学んでまいりましょう。 |
| 第2編第2章第3節3番 | 間接正犯について学習します。間接正犯を学ぶ上で、正犯や共犯についても理解する必要があるため、正犯・共犯の意義や共犯従属性についての基本的概念を学んでまいりましょう。 |

| 学習範囲 該当する章など | 学習内容 |
|--|--|
| 上記、1回目～5回目までの範囲の復習。 | メディア授業の理解確認のために第6回授業にて小テストを実施する。 また、その内容について解説及び復習をする。 具体的には、以下の内容を復習する。 ・犯罪成立要件 ・刑法の機能と罪刑法定主義 ・不真正不作為犯 ・因果関係 ・間接正犯 |
| 第2編第3章第1節～第2節 | 違法性に関する基本的な概念について学習します。形式的違法・実質的違法について、また、実質的違法性が欠ける場合である違法性阻却事由について学んでまいりましょう。 |
| 第2編第3章第3節1番～2番 | 正当防衛について学習します。正当防衛がなぜ違法性を阻却するのかについての根拠や、正当防衛の要件等について学んでまいりましょう。 |
| 第2編第3章第3節3番 | 緊急避難について学習します。緊急避難による違法性阻却事由の根拠や、緊急避難の要件、また正当防衛との相違などを中心に学んでまいりましょう。 |
| 第2編第3章第4節1番～3番 | 被害者の承諾について学習します。また、刑法202条の規定と共に、安楽死・尊厳死についても学んでまいります。 |
| 第2編第3章第3節4番、第4節4番～5番 | 法令行為と正当業務行為について学習します。また、その他の違法性阻却事由である、可罰的違法性阻却事由や自救行為についても、あわせて学んでまいります。 |
| 第2編第4章第1節～第2節 | 責任の意義・本質・原則及び責任能力について学習します。 |
| 第2編第4章第3節4番 | 錯誤論について学習します。特に、具体的事実の錯誤・抽象的事実の錯誤を中心に学びます。 |
| 第2編第6章第2節、(第3節～第4節は簡単に目を通す程度でよい。<26回目の学習範囲に入っているため>) | 共犯に関する基本問題について、特に共同正犯について学習します。また、狭義の共犯である教唆犯・従犯について、簡単な説明ができる程度に理解をしていきましょう。 |
| 第1編第4章～第5章 | 罪刑法定主義の意義と沿革・変遷について、また、刑法の適用範囲について学習します。 |
| 第2編第1章 | 犯罪論について学習します。犯罪論・刑罰論について、また犯罪とは何かについて確認していきましょう。 |
| 第2編第2章第1節、第2節、第4節 | 構成要件論（構成要件の変遷と構成要件要素）について学習します。構成要件にはどのようなものが要素として含まれているのかを理解しましょう。 |
| 第2編第2章第3節4番 | 原因において自由な行為について学習します。故意による原因において自由な行為と、過失による原因において自由な行為について、それぞれどのように取り扱われているかを理解するように学んでいきましょう。 |
| 第2編第4章第1節～第3節 | 責任についての基本的な概念について学習していきましょう。 その上で、違法性の意識について、また、違法性の錯誤について学習していきましょう。 |
| 第2編第4章第3節4番、第2編第4章第5節 | 違法性の錯誤と事実の錯誤の区別に関する判例の立場について学習していきましょう。 また、責任阻却事由である期待可能性の理論についても学んで参りましょう。 |
| 第2編第4章第4節 | 過失犯について学習します。 客観的注意義務違反の内容や、結果の予見にはどの程度のものが必要かということを中心に学習していきましょう。 |
| 第2編第5章第1節 | 未遂罪について学習していきましょう。 未遂罪の意義、処罰根拠、未遂罪の要件、とくに実行の着手時期を中心に学習を進めていってください。 |
| 第2編第5章第2節 | 中止犯について学習していきましょう。 特に、任意性、中止行為による結果不発生、予備の中止、中止犯の取扱いなどを中心に理解を深めていってください。 |
| 第2編第5章第3節 | 不能犯について学習していきましょう。 不能犯論、不能犯に関する判例の立場などを中心に学習を行ってください。 |

| 学習範囲 該当する章など | 学習内容 |
|-----------------|--|
| 第2編第6章第3節～第4節 | 教唆犯及び従犯について学習していきましょう。特に教唆犯、従犯の成立要件を中心に行ってください。 |
| 第2編第6章第5節 | 共犯と身分について学習します。刑法65条1項と2項の規定を中心に、それぞれの性格を検討しましょう。 |
| 第2編第6章第6節 | 共犯に関する諸問題について学習します。 特に、共犯間の錯誤、共犯と中止犯、狭義の共犯の実行の着手について学んでまいりましょう。 |
| 第2編第7章 | 罪数について学習します。 罪数決定基準、本来の一罪と本来的数罪、単純一罪と包括的一罪、法条競合などを中心に学んでいきましょう。 |
| 第3編第2章～第5章まで | 刑罰論について学習します。刑罰の加重・減軽、刑罰の執行、刑罰の消滅について学び、さらに、保安処分についてもあわせて学んでまいりましょう。 |

■ ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークを行う場合があります。

■ DVDに関する内容理解の確認方法

面接授業1回目に小テストがあります。

■ 学習方法・評価

| 種別 | 評価基準 |
|------|---|
| 試験 | 問われている内容につき、その意義とそこで生じている問題点、それをめぐる学説等が最低限説明されていれば単位認定と致します。 |
| レポート | レポート課題教材解説を参考に、問われている内容につき、基本的な説明がなされていれば合格と致します。 レポート内において、自説を展開される際に、自身が採用している見解とその見解を採用した上で導き出されるはずの結論が大きく異なる場合は、理解不十分として再提出の可能性がります。 |

■ 評価方法

- スクーリング試験：70%
- レポート：30%

■ 教科書

書名：刑法総論
著者名：寺島建一
出版社名：創大出版会
出版年：平13.5
版：初版
刷：
ISBN：

■ 参考書

- ・著者名：西田典之、山口厚、佐伯仁志編
- ・書名：ジュリスト「刑法判例百選Ⅰ」総論
- ・出版社：有斐閣
- ・出版年および版：2014年・第7版

■履修上のアドバイス

授業内容につき、まずは教科書を読みましょう。1回1回の授業内容の中で、何が問題となっているのかを意識しながら読み深めてください。教科書内でわからない用語、言葉が出てきた場合は、その単語に線を引き、一般の辞書や法律用語辞典、その他インターネットなどで言葉の意味を調べるようにしてください。その他、教科書の説明内容がわからない、学説の内容がわからない等がありましたら、スクーリングの講義の際や質問票を利用して担当教員にお尋ねください。

■自習時間

授業1回につき1時間～2時間ほど。授業回数ごと、学習対象となっている教科書の範囲を1回は読むようにしましょう。その際に、わからない用語に印をつけて、辞書等で調べる時間も含みます。

■担当者のプロフィール

★科目担当者

佐瀬 恵子

創価大学法科大学院で准教授をしています。

創価大学法学部、創価大学大学院法学研究科出身です。刑法の違法論を中心に研究をしています。

★スクーリング担当者

・池田 秀彦

創価大学法学部教授

・長田 秀樹

創価大学法学部准教授